

静岡県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年2月18日

静岡県知事 川勝平太

1 高松処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和31年8月2日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

2 城北処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和45年3月31日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

3 中島処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和52年2月3日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

4 長田処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成6年7月26日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

5 南部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和32年9月9日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

6 北部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和50年5月23日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

変更なし

7 静清処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成元年8月25日

至 令和5年3月31日

(4) 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

平成元年静岡県告示第790号、平成3年静岡県告示第382号、平成6年静岡県告示第482号、平成7年静岡県告示第819号、平成10年静岡県告示第151号、平成10年静岡県告示第152号、平成12年静岡県告示第432号、平成12年静岡県告示第537号、平成15年静岡県告示第952号、平成18年静岡県告示第448号、平成21年静岡県告示第338号、平成22年静岡県告示第391号、平成23年静岡県告示第22号、平成25年静岡県告示第357号、平成29年静岡県告示第234号、平成30年静岡県告示第308号、平成31年静岡県告示第324号、令和元年静岡県告示第347号、令和2年静岡県告示第586号の事業地に、静岡県静岡市清水区大字吉川字舟戸、字下吉田川前、字奥瑞、字繰崎、字中堀田、字広田、字沢渡、字久根ノ内、字松木田、字下長面、字原添、字溝口、字瀬替堀を加える。